

三次市立保育所の民間委託に係る基本方針

1 はじめに

子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、保育に対するニーズが増大・多様化するなか、今後の公立保育所運営のあり方について、三次市保育所運営検討委員会の答申を踏まえ、検討し基本方針をまとめました。

2 現況と課題

(1) 子育て家庭を取り巻く環境の変化と公立保育所の役割

少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加など、就労形態の多様化が進む中で、利用者の生活実態に合った子育て家庭への支援や子育て支援サービスの充実が求められています。

特に、保育所は、地域における子育て支援の拠点としての役割が大きくなっており、保育時間の拡大、特別な支援を必要とする児童への対応、よりきめ細やかな保育サービスの充実や保育の質の向上が求められています。

また、安定と安心の保育事業を継続していくためには、より効率的な保育所運営が求められています。

(2) 私立保育所の状況

特色ある保育内容、子育て家庭の実態に応じた多様な保育サービスの提供や、保育士の入れ替わりが比較的少なく、子どもとの信頼関係が継続的に保たれるなどの独自性を持っていることから、多くの保護者が利用しています。

3 これまでの取組

(1) 三次市保育所運営検討委員会における検討

委員会において、今後の公立保育所の民間委託も視野に入れた効率的な保育所運営のあり方について検討が行われ、「東光保育所の民間委託の検証等を踏まえ、行政が果たすべき「公」の役割と、民間活力の活用による「民」の役割を明確にし、公立保育所の民間委託をはじめとした対応を早急に行い、更なる安定と安心の保育所運営を目指すこと」とした答申が出されています。

(2) 三次市次世代育成支援行動計画での位置づけ

保育所は、子育て支援の中核を担う施設として、きめ細かい保育サービスの充実，柔軟で弾力的な保育所運営，サービスの質の向上などに取り組むことを定めています。

「子育てに夢がもてるまち みよし」を基本理念として，保育所は子どもの幸せを第一に考え，利用者の実態や意向を踏まえた保育サービスの提供を行うとともに，子育て家庭へのサービスの充実を図り，情報の提供や評価制度の導入により保育サービスの質の向上を図ることとしています。

4 公立保育所のあり方

(1) 子育て機能の充実

公立保育所としての機能を活かし，発達支援など特別な支援を必要とする児童への支援の充実をはじめ，保育士の研修など人材育成を進め，保育の質の向上に努めます。さらに，児童虐待の防止や家庭支援，在宅児童を含む地域の子育て支援の場としての機能の充実を図ります。

(2) 育児・保育の拠点

各地域における家庭をつなぐ子育て支援の中核的な役割を担うとともに，保育の経験や専門性を活かした，地域の子どもたちの成長を支える育児・保育の拠点となる保育所を目指します。

保育需要の実態や課題などを的確に把握するなかで，保育の質の向上に向けた牽引役として，民間を含め保育所間での情報を共有しながら，市全体の保育サービスの向上を図ります。

5 保育所運営における民間委託の推進

(1) 民間委託の基本的な考え方

東光保育所の民間委託の実践例から，行政と事業者との役割を明確にするとともに，保護者・行政・事業者の三者の連携をもとに，事業者による継続的かつ安定的な保育所運営による新たな保育サービスの提供が期待される「民間委託」（公設民営）を進めていきます。

また，民間活力の導入により，今日的な保育需要への対応や新たな子育て支援サービスの充実，効率的かつ安定的な保育所運営の展開を図ります。

(2) 民間委託の推進により期待される効果

多様でニーズに柔軟な保育サービス（夜間・休日保育等）の円滑な提供が期待されます。

また、民間事業者による新たな雇用の創出や安定した雇用の確保が期待されます。

(3) 行政の責務

市は、子どもの最善の利益を優先し、安定した安心できる保育を確保するため、事業者の選定及び移行時の配慮や、委託事業者への指導・監督を行います。また、保護者、委託事業者、市の三者で組織する協議会において、委託事業者が行う保育サービスに関与・評価の機会を確保するとともに、改善について協議の場を設けるなど行政の責任を明確にし、民間委託に係る保護者や地域の不安感の払拭に努めます。

6 民間委託の進め方

民間委託に関する情報提供、保護者・地域への説明や意見の聴取の機会の確保を図るとともに、民間委託に対する不安の解消に努め、保護者や地域の理解を得ながら進めます。

(1) 民間委託対象保育所の選定

対象とする保育所は、施設の立地状況や入所状況、保育サービスの利用状況などにより、地域の実情に即して総合的に判断するものとします。

また、対象とする保育所は限定せず、保護者や地域への説明を十分に行ったうえで、民間での運営委託が可能な保育所から民間委託を進めていきます。

(2) 委託先とその選定・委託期間

委託先は、保育に対する理念・目標が明確であり、その理念などへの方針や方法を具体的に示している事業者とします。

委託期間は、安定した保育サービスの提供を図る観点から、長期間（5～6年程度）での委託とします。

委託先の選定に当たっては、専門的知識を有する学識経験者、保育現場経験者、保護者及び市民代表者などによる選定組織を設置します。

(3) 民間委託の実施スケジュール

保護者に対して、経過や移行のスケジュール、委託先事業者との条件等について十分な説明を行うとともに、引継ぎにおいては、委託先事業者との十分な連携を図り、児童・保護者の環境の変化に対する不安に配慮した円滑な移行に努めます。

- ① 平成22年度 三次市保育所運営検討委員会の設置・答申
- ② 平成23年度 市民、保護者への説明・業者選定
- ③ 平成24年度以降 民間委託の実施